

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり小本川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成22年11月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 漁業権者の名称及び住所
  - (1) 名称 小本川漁業協同組合
  - (2) 住所 下閉伊郡岩泉町岩泉字村木20番地1
- 2 漁業権の免許番号 内共第6号
- 3 変更の内容

変更前	変更後																																																												
<p style="text-align: center;">(特設釣場及びつかみどり漁場)</p> <p>第8条 前条の規定にかかわらず、組合が濃密放流して開設する、やまめ・いわな・にじます特設釣場及び、やまめ・いわな・にじますつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公示した料金を納付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(特設釣場及びつかみどり漁場)</p> <p>第8条 前条の規定にかかわらず、組合が濃密放流して開設する、やまめ・いわな・にじます特設釣場及び、やまめ・いわな・にじますつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公示した料金を納付しなければならない。</p> <p><u>2 次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄に掲げる魚種を対象に、ウ欄に掲げる期間に組合が濃密放流して開設する特設釣場において遊漁しようとする者は、エ欄に掲げる遊漁料を組合が指定する場所において納付しなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ア 区域</th> <th style="text-align: center;">イ 魚種</th> <th style="text-align: center;">ウ 期間</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">エ 遊漁料 (日券)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">下閉伊郡岩泉町岩泉清水川龍泉洞橋下流端から東北電力株式会社岩泉第二発電所取水堰堤までの間の990 mの区域</td> <td style="text-align: center;">やまめ</td> <td style="text-align: center;">5月1日から9月30日までの期間のうち毎年組合が別に定めて公示した期間</td> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">2,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">小学</td> <td style="text-align: center;">1,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">生、</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">中学</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">生</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">身体</td> <td style="text-align: center;">1,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">障害</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">者</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">75歳</td> <td style="text-align: center;">1,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">以上</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">の者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ア 区域	イ 魚種	ウ 期間	エ 遊漁料 (日券)		下閉伊郡岩泉町岩泉清水川龍泉洞橋下流端から東北電力株式会社岩泉第二発電所取水堰堤までの間の990 mの区域	やまめ	5月1日から9月30日までの期間のうち毎年組合が別に定めて公示した期間	一般	2,000 円				小学	1,000 円				生、	円				中学					生					身体	1,000 円				障害	円				者					75歳	1,000 円				以上	円				の者	
ア 区域	イ 魚種	ウ 期間	エ 遊漁料 (日券)																																																										
下閉伊郡岩泉町岩泉清水川龍泉洞橋下流端から東北電力株式会社岩泉第二発電所取水堰堤までの間の990 mの区域	やまめ	5月1日から9月30日までの期間のうち毎年組合が別に定めて公示した期間	一般	2,000 円																																																									
			小学	1,000 円																																																									
			生、	円																																																									
			中学																																																										
			生																																																										
			身体	1,000 円																																																									
			障害	円																																																									
			者																																																										
			75歳	1,000 円																																																									
			以上	円																																																									
			の者																																																										
備考 変更部分は、下線の部分である。																																																													

- 4 変更後の遊漁規則の施行日 平成22年11月16日